

【学校感染症と出席停止について】

「学校保健安全法」に基づき、下記の学校感染症に罹患すると学校内での感染拡大を防ぐため、定められた期間は出席停止となります。「医療機関で診断された場合」や「濃厚接触者にあたる場合」は、速やかに学校まで連絡してください。

出席停止にあたる場合は、学校所定の用紙「出席停止にかかる欠席報告書」に記入していただき、保健室まで提出してください。

病名	出席停止の基準または登校のめやす
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、ペスト、マールブルグ熱、ポリ オ、南米出血熱、ラッサ熱、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼 吸器症候群（MARS）、鳥インフルエンザ （H5N1 及び H7N9）	治癒するまで
インフルエンザ	発症後5日かつ、解熱後2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な 抗菌薬療法終了まで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹発現後5日 を経過し、全身状態良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状消失後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れが ないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 などベロ毒素生産 性大腸菌）	
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を過ぎるまで
※今後基準が変更となる可能性あり	

※その他の感染症については、学校医の意見を聞き、校長が認めるものとなっています。
ここに明記されていない感染症に関しては、学校までお問い合わせください。